

栗東農業振興地域整備計画の概要、見直しの方向性について

栗東市では現在、市内の優良農地の確保、保全に向けて「栗東農業振興地域整備計画」の見直しを行っています。

1. 農業振興地域整備計画とは

農業振興地域は、農地の健全な発展と国土資源の合理的利用の観点から総合的に農業の振興を図るべき地域として県により指定されます。

農業振興地域整備計画は、『農業振興地域の整備に関する法律』（以下、農振法）に基づき、農業振興地域に係る市町村が地域の概況等に即して総合的に農業の振興を図るために策定する計画です。

この計画の中で、農業振興地域内において、概ね 10 ヘクタール以上の集团的農用地や基盤整備実施農地、農業用生産施設等を農業上の利用を図るべき区域として『農用地区域（農振農用地区域）』と設定します。この農用地区域では、優良農地の保全に向けて、農業に関する様々な支援を受けることができる一方で、住宅などの建設ができないなど農業以外の用途への転用が制限されます。

2. 見直しの方向性

栗東市では、農業振興地域整備計画を昭和 48 年度に策定し、概ね 10 年ごとに見直しを行ってきました。前回は平成 24 年度に実施し、約 10 年が経過したことから、今回、現在実施している基礎調査の結果をもとに、整備計画の見直しを行います。（令和 3 年度改定予定）

今回の見直しは、区域の大規模な変更や面積の増減を行うものではなく、現在図面上で管理を行っている農用地を、より厳密に、地番（一筆）単位での管理とするためデジタルデータへの変換、整備を行うことを一つの目標としています。

その際、現在の農用地区域界や農地の現状、地域の意向等を再確認して、各地の優良農地を確保、保全していきたいと考えています。農地の現状や地域の意向等に対する農用地区域の除外・編入の判断は、次の基準により検討します。



(1) 除外を検討する農地等

農振法において、農用地区域からの除外を行う場合は、周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行うべきものとされています。

具体には、農用地区域から除外するためには次の5つの要件全てを満たす場合に限り行うことができるとしています。

- 一、除外に係る土地を農用地等以外の用途に利用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地が無いこと
- 二、農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三、効率的・安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四、農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 五、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過していること。

(農振法 第13条第2項より)

市の方針

今回の見直しは、区域の大規模な変更や面積の増減を行うものではなく、現状の農地を維持することを基本とします。

従いまして、見直し(除外)の対象となる農地は、農振法の5つの要件を満たす農地であることを原則とした上で、以下に該当する農地に対してのみ検討することとします。

- ① 利用状況調査や荒廃農地調査等を踏まえて、農業委員会により再生困難な土地として「非農地判断」がなされた農地。
- ② 非農地と判断されていないものの、農用地区域と山林原野との境に位置するなど、現状山林化した土地で、農地としての再生を図らないため、その確保が適当でない農地。

(2) 編入を検討する農地等

市の方針

以下に示すような農地について、農用地区域への編入を検討することとします。

- ① 公共投資が行われた農地
- ② 農業上の利用において、優良農地として農業振興をするべき農地